

第435回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年12月25日(水)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 15人

1番 井上隆市委員 2番 江口勘四郎委員 3番 尾形智代委員

4番 上妻一実委員 5番 羽島誠一委員 6番 吉田敏恵委員

~~7番 黒田浩次委員~~ 8番 富田憲一委員 9番 山川光照委員

10番 奈良崎洋一委員 11番 長沼健司委員 12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員 14番 後藤敏秀委員 15番 原田広幸委員

16番 木村辰也委員

出席推進委員 8人

水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、北澤徹推進委員、齋藤吉昭推進委員、
木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 7番 黒田浩次委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第508回農用地利用集積計画(所有権移転)について

日程5 議 第3号 第509回農用地利用集積計画(転貸を伴う利用権設定)について

日程6 議 第4号 非農地判断について

日程7 議 第5号 地域計画目標地図素案について

日程8 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程11 報告第4号 非農地証明書の交付について

日程12 報告第5号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

<p>議長 (会長)</p>	<p>定刻になりましたので、12月17日に告示になりました、第435回上山市農業委員会総会を開会します。</p>
	<p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。</p>
<p>議長</p>	<p>日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年12月17日、上山市農業委員会告示第12号により、令和6年12月25日、第435回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。</p> <p>第2、出席告知について、令和6年12月18日付け農委第253号をもって、第435回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。</p> <p>第3、総会資料の配付について、第435回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。</p> <p>第4、総会出欠委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、7番、黒田浩次委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、5番、羽島誠一委員、11番、長沼健司委員を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。譲渡人は菖蒲在住の〇〇氏、無職、譲受人は菖蒲在住の〇〇氏、会社員であります。菖蒲地内の畑3筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効</p>

率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員である私から現地調査の結果について報告します。

木村会長 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。25日午前中に〇〇氏の父に話を聞きました。ここは過去に交換をした土地であり、相続の関係で今回議案に上がったものです。現在は畑として利用しており、問題ないかと思われますのでよろしくご審議お願いします。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第508回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第508回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。2件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。譲受人は檜下在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は矢来四丁目在住の〇〇氏であります。檜下地内の田1筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

ます。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は皆沢在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は三上在住の〇〇氏であります。三上地内の田1筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第509回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第509回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定に

ついて説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。22件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

整理番号1について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案の通り許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。借り人は小穴在住の〇〇氏、貸し人は小穴在住の〇〇氏であります。小穴地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3及び4は関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3及び4について説明いたします。借り人は相生に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は相生在住の〇〇氏、及び〇〇氏であります。相生地内の畑4筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3及び4については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号5について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号5について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。借り人は皆沢在住の〇〇氏、貸し人は皆沢在住の〇〇氏であります。三上地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案の通り許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたします。借り人は宮脇在住の〇〇氏、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。宮脇地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は藤吾に事務所を有する株式会〇〇、貸し人は藤吾在住の〇〇氏及び〇〇氏であります。藤吾地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号8について説明いたします。借り人は檜下在住の〇〇氏、貸し人は宮城県名取市在住の〇〇氏であります。檜下地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9から12は関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号9から12について説明いたします。借り人は金瓶在住の〇〇氏、貸し人は金瓶在住の〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、及び〇〇氏であります。金瓶地内の田9筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号9から12については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号13について事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号13について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。借り人は川口在住の〇〇氏、貸し人は高松在住の〇〇氏であります。長清水地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号13については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、非農地判断について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、非農地判断について説明いたしますので、別紙の議案書「非農地判断について」をご覧願います。農地パトロールを実施し、地区毎に現地調査をした結果、非農地と判断した農地について議案としたものであります。土地の所在、登記地目、台帳の現況、面積、所有者氏名、

土地の状況、農地利用状況調査における判断をそれぞれ示してあります。
番号1は、大門地内の農地で、1筆651㎡です。
番号2から4は、中生居地内の農地で、3筆1,972㎡です。
番号5から9は、高野地内の農地で、5筆2,348㎡です。
すべて合わせて9筆、4,971㎡です。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。非農地判断についての番号1から9について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり非農地と判断することに決しました。

議長 日程7、議第5号、地域計画目標地図素案について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第5号、地域計画目標地図素案について説明いたしますので、別冊の議案書「地域計画目標地図素案について」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、市町村が策定することとなっている地域計画について、目標地図の素案の作成を同法第20条に基づき上山市長から依頼されています。

目標地図の素案については、農地台帳を基に作成した現況地図、アンケート調査等を行い、今年の1月、3月、10月にかけて各地区で行った座談会での意向をもとに修正したものとなっており、9地区の目標地図を作成しています。

提出は来年1月を予定しておりますが、軽微な変更等につきましては、会長に委任いただきたいと存じます。

提出後は、農林夢づくり課において説明会、公告縦覧等を経て、令和6年度中に地域計画を策定することとなります。内容については毎年見直しを行う予定と聞いております。

以上で説明を終わります。

議長	<p>ただいまの説明について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。お諮りいたします。地域計画目標地図素案について、素案とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり素案とすることに決しました。</p>
議長	<p>日程 8、報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>報告第 1 号、農地法第 4 条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。1 件の届出がございました。</p> <p>整理番号 1 について説明いたします。届出者は八日町在住の〇〇氏、農業です。申請地に隣接する〇〇氏所有のアパートの駐車場として使用するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。</p>
議長	<p>日程 9、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 7 ページをお開きください。4 件の届出がございました。</p>

整理番号1について説明いたします。貸し人は金瓶在住の〇〇氏、借り人は金瓶在住の〇〇氏であります。金瓶地内の田1筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2及び4は関連がありますので、一括して事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び4について説明いたします。貸し人は阿弥陀地在住の〇〇氏、及び〇〇氏、借り人は山形市みはらしの丘在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑2筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。なお、解約後、改めて農地中間管理機構を通じて賃借権を設定する予定です。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について報告いたします。貸し人は金瓶在住の〇〇氏、借り人は北町在住の〇〇氏であります。北町地内の田3筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に

ついて報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。
事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告
いたしますので、議案書の8ページをお開きください。12件の届出が
あり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1及
び2については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。
以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたします。
内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案
書の10ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。申請人は葉山在住の〇〇氏であ
ります。葉山地内の畑1筆について申請があったものです。昭和60年
に住宅を建築し、宅地として使用していたもので、土地の所在、面積等
の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以
上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報
告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第5号、承認した農地改良届出について報告いたしま
す。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議

	<p>案書の11ページをお開きください。1件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。所有者は小穴在住の〇〇氏、施行者は高野に事務所を有する株式会社〇〇であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>発言なしと認めます。</p> <p>最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。</p> <p>以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。</p>

(終了時刻 午後2時3分)

議事録署名委員

議事録署名委員